

函館News 建設国保

令和4年12月号

令和4年12月吉日

発行所

建設連合・函館地方建設組合

〒040-0032 函館市新川町21番5号

TEL.0138-26-3861 FAX.0138-23-5411

国保保険料年間領収書のご案内

ご希望の方には、国保保険料領収証明書（R4年1月からR4年12月までに納めた国民健康保険料）を発行致します。窓口または郵送いたしますので、ご連絡ください。

保険料領収証明書

現住所 函館市新川町21番5号

氏名 2110001 建設 太郎

生年月日 昭和 53年 01月 01日生

上記の者は、国民健康保険料として次のとおり納入していることを証明します。

記

期間自 令和 年 01月 01日

至 令和 年 12月 31日

金 384,000 円也

(内 介護保険料 32,400 円含む)

発行日 令和 年 12月 17日

〒040-0032

北海道函館市新川町21番5号
建設連合・函館地方建設組合
建設連合国民健康保険組合 函館支部

ご注意ください!!

12月12日の引落ができない場合、12月23日(金)以降の郵便局からの振込は年内の入金扱いなりません。

12月10日の納入納期を厳守いただきますようお願い致します。

※1月分(12/12引落)のデータ処理予定日が12/15になります。自振の方への郵送は12月16日以降になりますのでご了承ください。

※国民健康保険領収証明書は、国民健康保険料と介護保険料を合算した金額になります。
(組合費は含まれていません)



インフルエンザ予防接種のご案内

インフルエンザウイルスに気を付けなければならない季節となっていました。今年は、海外でインフルエンザの流行が確認されています。日本では例年11月下旬から流行が始まり、翌年1月～3月にピークを迎えます。



インフルエンザ予防接種は、重症化を軽減する効果があると言われています。

当国保組合では、被保険者がインフルエンザ予防接種を受けたとき、接種回数に係わらず、年度内（4月から翌年3月まで）**1人上限6,000円**までの実費を補助する制度がありますので、ぜひこの機会にご利用ください。

手洗い&うがいも忘れない!!



※領収書のコピーは、必ず**摺取を受けた方、金額、インフルエンザ予防接種代と記載**されているものを添付してください。

記載がない場合は、該当にならない場合があります。

※保険料の納入が確認できないときは、給付を受けられない場合があります



インボイス制度 (適格請求書等保存方式)

「インボイス」とは、「適用税率や税額の記載を義務付けた適格請求書」のことです。

「インボイス制度」とは「適格請求書」を交付・保存しなければならない制度です。

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます!!

令和5年3月31日までに事業者の登録申請をする必要があります。



消費税は「売上代金をもらう際に預かった消費税額」から「仕入れや経費を支払う際に一緒に払った消費税」を差引いた額を国へ納付します。

この預かった消費税から、支払った消費税を差引くことを【仕入税額控除】と呼びます。

令和5年10月1日からは《消費税インボイス制度》が導入され、【仕入税額控除】をするためには、適格請求書発行事業者として登録した人が発行する『適格請求書(インボイス)』がなければ【仕入税額控除】が行えなくなります。【仕入税額控除】が認められないと、預かった消費税をすべて国へ納付しなければいけないので、負担が増えることになります。

『適格請求書(インボイス)』を発行できる適格発行事業者として制度開始前に登録を受けるためには、所轄の税務署に令和5年3月31日までに登録申請手続きを行う必要があります。



インボイス制度って関係ある??

請求書を発行する人全員が、『適格請求書(インボイス)』を発行できるわけではなく、消費税を納める義務のある「課税事業者」のみが発行出来ます。

「課税事業者」

消費税を納める義務がある人



1年間の売り上げが1000万円以上

「免税事業者」

消費税の納税を免除されている人

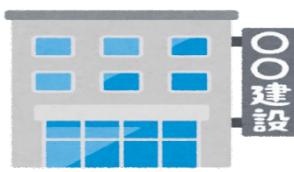


1年間の売り上げが1000万円以下

今まででは、消費税を納める必要のない「免税事業者」が、消費税を含めた請求書を作成することができ、販売先から受け取った消費税を国に納めず自分の利益にする事が可能でした。

インボイス制度の導入は、買い手に対して8%と10%の税率や税額をわかりやすくすることと、免税事業者の利益となる“益税”を抑制することも目的に含まれています。

《現在》



「課税事業者」



220万
(消費税 20万)

「免税事業者」



550万
(消費税 50万)
請求
550万支払

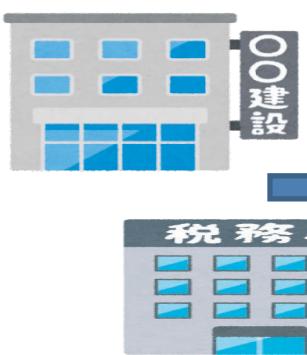
220万
(消費税 20万)
請求
220万支払



【仕入税額控除】
(50万-20万)
消費税 30万を税務者へ納税

消費税を含めた
請求書を発行できる
納税の義務はない
消費税 20万も利益と
することが可能

《インボイス制度後》



550万
(消費税 50万)
請求
550万支払

「課税事業者」



220万
(消費税 20万)
請求
220万支払

「免税事業者」



【仕入税額控除】できない
下請け分の消費税も負担
消費税 50万を税務者へ納税

消費税を含めた
請求書を発行できるが
『適格請求書』ではない
納税の義務はない



インボイス発行業者の登録は強制ではないので、登録をしなくても事業を続けることは可能です。制度後、取引先が「課税事業者」の場合、消費税負担が生じるため、発注が減る・値引きをお願いされる等のデメリットがあるかもしれません。

インボイス制度導入にあたって、何を検討すべきか、どんな手続きが必要なのかを確認しておくことが大切です。

令和4年度【集団特定健診】終了のお知らせ

函館五稜郭病院で行われた令和4年度【集団特定健診】全3回(4月・7月・10月)が無事終了いたしました。今年度の受診人数は、40歳以上 682人・40歳未満 73人でした。

年に一度の健康診断は、自分の身体を守る大切な機会です。

生活習慣病のうち、脳卒中、心臓病など命にかかる病気は血管の老化（動脈硬化）が原因で起こります。自覚症状もないまま進行するため、昨日まで元気だった人が突然倒れることも少なくありません。一命をとりとめたとしても後遺症が残ることもあります。毎年、定期的に受診し、自分の身体の状態を確認しましょう。



生活習慣病の原因の一つには、食生活の乱れがあります。脂肪分や塩分の取りすぎは、高脂血症や高血圧、ひいては脳卒中や心臓病など命に関わる病気を引き起こすことがあります。主食・主菜・副菜・汁物など栄養バランスを考えた食生活をしましょう。

令和4年度『特定健康診査受診券』発送のお知らせ

支部主催の健康診断に参加できなかった **40歳以上** の組合員・扶養家族の方へ、『特定健康診査受診券』を郵送させていただきました。

健康診断日の日程が合わず健診を受けられなかった方はぜひ受診券を利用して、ご自身の健康状態を確認してください。受診券が届かない **40歳以下** の方も健診を受けたとき、申請によりその費用を補助する制度があります。詳しくは当支部までお問い合わせください。

*受診券の使い方



※1 受診券が使える
健診機関を探す。



ご自身で事前に健
診機関に連絡をして
予約をする。



受診券と保険証
を提示して健診
を受ける。

留意事項…①特定健診を受けた方は利用できません。②受診券には有効期限があります。

③当国保組合の資格を喪失した場合は使用できません。資格を喪失しているのに受診券を使用した場合は、あとで健診にかかった費用を返還していただきます。

※1 受診券が使える医療機関…当国保組合ホームページ(QRコード参照)
または直接病院へお問合せ下さい。



ホームページのご案内

保険証の変更申請等の確認や保養施設の案内、インフルエンザ予防接種補助金申請書のダウンロードなどにぜひご利用ください。

ホームページアドレスは

<http://hakodate-kensetu.jp/>



スマホ版 QR コード

※インフルエンザの申請書は右上のメニュー画面の保険事業一覧からダウンロードできます。

保険料納付期日のご案内

国保保険料(組合費含)は
毎月 10日が納期です。

(例 1月分は 12/10まで)

※納入が確認できないときは保険給付や保健事業の補助が受けられない場合があります。



窓口へ来られない場合は、ゆうちょ銀行からの引落または払込票でのお支払いが出来ます。

年末年始の営業時間と休業のお知らせ

今年の最終営業日

令和4年12月28日(月曜日)の午後12時まで



◆年末年始のお休み

令和4年12月29日(木曜日)～令和5年1月5日(木曜日)

令和5年1月6日(金曜日)から通常営業



休業中は、何かとご不便をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。

